

寄 附 行 為

大分県中津市大字一ツ松 211 番地

学校法人 扇 城 学 園

学校法人 扇城学園 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人扇城学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大分県中津市大字一ツ松 211 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い仏教精神特に親鸞聖人の御教に基づく学校教育を行い、新時代にふさわしい健全有為な人材育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人が、前条の目的を達成するために設置する学校は次に掲げるものとする。

- 一. 東九州短期大学
食物栄養学科 幼児教育学科
- 二. 東九州龍谷高等学校
全日制課程 普通科 食物科
衛生看護科
- 三. 東九州短期大学附属幼稚園

(設置する施設)

第 4 条 2 この法人が、前条の目的を達成するために設置する施設は次に掲げるものとする。

- 一. 東九州短期大学附属幼稚園保育園部
- 二. 新吉富保育所

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- 一. 理事 7名～9名
- 二. 監事 2名

2 理事のうち1人は理事長となる。

(理事長の選任)

第 6 条 理事長はこの法人の創立以来の歴史を尊重し、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を辞任する時も同様とする。

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に該当するものとする。

- 一. 本学園が設置する学校の長の内から理事会において選任した者1名
- 二. 評議員のうちから評議員会において選出した者2名
- 三. この学校法人成立の趣旨に賛同する者で、特に功労があると認められる者のうち理事会において選任した者4名～6名

2 前項第一号および第二号の理事は、学校の長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 8 条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(理事長の職務)

第 9 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事長職務の代理等)

第 10 条 理事長に事故がある時、又は理事長が欠けた時は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第 11 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第 12 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一. この法人の業務を監査すること。
- 二. この法人の財産の状況を監査すること。
- 三. 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がある事を発見しときは、これを文部科学大臣（都道府県知事）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 四. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五. この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 六. この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(役員任期)

第 13 条 役員（第七条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）

の任期は 4 年とする。ただし欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選出されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第 14 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けた時は 1 月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 15 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員の議決により、これを解任することができる。

- 一. 法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき。
 - 二. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 三. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - 一. 任期の満了。
 - 二. 辞任。
 - 三. 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連盟で理事会を召集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため3分の2に達しないときはこの限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第19条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 一. 第7条第1項第二号理事を除く理事のうちより5名
 - 二. この法人の設置する学校の教職員で、理事以外の者のうちより2名但し、教職員の地位を退いた時は評議員の職を失うものとする。
 - 三. この法人の設置する学校の卒業生で年令25才以上の者のうちより1名
 - 四. この法人成立の趣旨に賛同する者で、特に功労があると認められる者のうちより7名～11名
- 2 前項の評議員については、理事会において選出する。
- 3 評議員に欠員を生じ理事の定数の2倍以下になったときは、1月以内に補充しなければならない。

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は15名～19名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席により成立し、議事は法令及び、この寄付行為に特別の定めがあるときを除き、出席評議員の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 9 前項の場合において、評議員に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 10 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第18条の規定は評議員会の議事録について準用する。

この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員4人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項について、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一. 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二. 事業計画

- 三. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 四. 寄附行為の変更
- 五. 合併
- 六. 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七. 寄付金品の募集に関する事項
- 八. その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(任期)

第24条 評議員の任期は4年とする。但し、欠員が生じた場合、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決より、これを解任することができる。

- 一. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二. 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一. 任期の満了
- 二. 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 財産目録記載のとおり

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分って基本財産・運用財産の2種とする。

- 1 財産目録は、基本財産(当該学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう)と運用財産(当該学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう)とを区分して記載するものとする。ただし、当該学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業運用財産(収益を目的とする事業に必要な財産をいう)をさらに区分して記載するものとする。
- 2 寄附基金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金とするかして理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、考査料、助成金、寄附金その他運用財産を以って支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第12条第六号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校の在学する者その他の利害関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いてこれを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 寄附行為の変更

(変更)

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければな

らない。

第7章 解散及び合併

(解 散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一. 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二. この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 三. 合併
- 四. 破産
- 五. 文部科学大臣（都道府県知事）の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の許可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一. 寄附行為
- 二. 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三. 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
- 四. その他必要な書類及び帳簿

(公 告)

第43条 この法人の公告は、扇城学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
2. この寄附行為は昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
3. この寄附行為は昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。
4. この寄附行為は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
5. この寄附行為は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
6. この寄附行為は昭和 55 年 5 月 7 日から施行する。
7. 平成 3 年 2 月 20 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
扇城高等学校全日制課程家政科は、改正後、第 4 条第 1 項第二号の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日に、当該学科に在学する者が、在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
8. 平成 6 年 4 月 1 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
9. 平成 8 年 7 月 17 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
10. 平成 13 年 11 月 14 日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
11. 平成 17 年 3 月 23 日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。東九州短期大学家政学科は、改正後、第 4 条第 1 項第一号の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に、当該学科に在学する者が、在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
12. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成 17 年 10 月 5 日から施行する。
13. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成 22 年 6 月 29 日から施行する。
14. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成 25 年 4 月 30 日から施行する。
15. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
16. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成 30 年 7 月 25 日から施行する。

この法人設立当初の役員は次の通りとする。

理事（理事長）	梅高	祐賢
理 事	重松	祐哲
理 事	矢倉	宣正
理 事	佐々木	義徳
理 事	田丸	俊也
理 事	佐々木	義彰
理 事	市場	官司